

締約国に関する情報 AM	アルメニア	附属書 B 1 AM
	一般情報	
国内官庁の名称	Intellectual Property Office of the Republic of Armenia (アルメニア共和国知的所有権庁)	
所在地及び郵便のあて名	Republic Square, Government House 3, 0010 Yerevan, Armenia	
電話番号	(374-11) 59 75 34, 59 75 30	
ファクシミリ装置	(374-10) 54 34 67	
電子メール	armpat@aipa.am	
インターネット	www.aipa.am	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	ファクシミリ装置	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	送付の日から1箇月以内に提出	
国際出願に関する通知を電子メールで送付するか?	送付しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか? (PCT規則82.1)	受理する。ただし、DHL又はFederal Expressの配達サービスを条件とする。	
アルメニアの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択によりアルメニア共和国知的所有権庁、ユーラシア特許庁(EAPO)又はWIPO国際事務局(附属書C参照)	
国内法令 ¹ はユーラシア特許庁(EAPO)又はWIPO国際事務局への国際出願を制限するか?	次の場合、出願は制限される: アルメニア国内で行われた発明	
アルメニアが指定(又は選択)されている場合の管轄指定(又は選択)官庁	国内保護:アルメニア共和国知的所有権庁 (国内段階参照) ユーラシア特許:ユーラシア特許庁(EAPO) (国内段階参照)	
アルメニアを選択できるか?	できる(PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	国内:特許, 短期特許 ユーラシア:特許	
国際型調査に関するアルメニアの規定	なし	

[次頁に続く]

1 特許法第58条。

AM	アルメニア (続き)	AM
国際公開に基づく仮保護	なし	
アルメニアが指定（又は選択）されている場合の有益な情報		
国内保護について		
アルメニアが指定されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載しなければならない。発明者に関する情報がPCT第22条又は第39条(1)に基づく期間の満了時に不明の場合、管轄官庁は通知で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	なし	
ユーラシア特許については、附属書B 2のユーラシア特許機構（EA）を参照		